

平成26年度第1回逗子市都市計画審議会

会 議 録

平成26年12月18日開催

平成26年度第1回逗子市都市計画審議会会議録

日時：平成26年12月18日（木）

13時00分～14時20分

場所：市役所5階 第6会議室

出席	星野芳久 会長	苦瀬博仁 会長職務代理者
	丸山治章 委員	匂坂祐二 委員
	岩室年治 //	佐藤紘一 //
	臼井泉 //	佐藤英夫 //
	龍村峻 //	市川弘幸 //
欠席	鈴木伸治 委員	一ノ瀬友博 委員
	近藤大輔 //	井畔瑞人 //
	小内薫 //	
事務局	平井市長	
	経営企画部企画課 福本課長 仁科副主幹	
	環境都市部 田戸部長 森川次長（環境管理課長事務取扱）	
	環境管理課 大澤副主幹 齊藤主事 平林主事補	
	まちづくり課 青柳課長	
傍聴者	なし	

【森川次長】 それでは、定刻になりましたので、ただいまより平成26年度第1回逗子市都市計画審議会を開会いたします。本日はお忙しい中、お集まりいただきまして、まことにありがとうございます。また、皆様におかれましては、都市計画審議会委員の委嘱につきまして、御快諾いただきまして、本当にありがとうございました。

本日は新委員によります審議会としては1回目となります。後ほど会長の互選をお願いするわけですが、それまでの間、私、環境都市部次長の森川が、僭越でございますけれども、進行を務めさせていただきますので、よろしくお願いたします。

それでは、会議に先立ちまして、逗子市長より一言ごあいさつを申し上げます。よろしくお願い致します。

【平井市長】 皆様、こんにちは。大変お忙しいところ、この逗子市の都市計画審議会にお集まりをいただきまして、まことにありがとうございます。また、日ごろより本市の都市計画行政にさまざまな形で御支援、御協力をいただいておりますことを、この場をお借りして改めて厚く御礼を申し上げます。

都市計画のさまざまな課題について審議をいただくという審議会でありますけれども、きょうは御案内のとおり、総合計画とこのまちづくり基本計画、この一体化ということ踏まえての今後の都市計画の方向性というか、考え方についての御説明をさせていただくということで、私も出席をさせていただきます。さまざま逗子市を取り巻く環境、大きく変化し、人口減少時代を迎えた本当に全市的な取り組みが一層求められていくということだと思っておりますけれども、ぜひとも皆様からのさまざまな知見を、この都市計画行政にも反映させていただければというふうに思っておりますので、どうぞ今後ともよろしくお願い申し上げます。

【森川次長】 ありがとうございました。次に、本日の出席委員の御報告をいたします。定数15名中10名の出席をいただいておりますので、過半数を超えております。逗子市都市計画審議会条例第4条2項の規定によりまして、会議が成立していることを御報告申し上げます。

次に、今回は新委員によります審議会としては初めての会議ですので、委員の皆様並びに職員の紹介を私のほうからさせていただきますので、よろしくお願い致します。それでは、名簿に従いまして御紹介いたします。まず、学識経験のある者として、関東学院大学名誉教授の星野芳久委員でございます。続きまして、流通経済大学流通情報学部教授の苦瀬博仁委員でございます。本日は欠席の連絡をいただいておりますけれども、横浜市立大学国際総合科学部教授の鈴木伸治委員。同じく欠席になっておりますけれども、慶応義塾大学環境情報学部教授の一

ノ瀬友博委員。同じく欠席になっていますけれども、神奈川県議会議員の近藤大輔委員。続きまして、市議会の議員といたしまして、市議会議員 丸山治章委員でございます。同じく、市議会議員 匂坂祐二委員。同じく、市議会議員 岩室年治委員です。次に、市民の代表としまして、逗子小学校区 佐藤紘一委員。続きまして、沼間小学校区 白井泉委員でございます。続きまして、池子小学校区 佐藤英夫委員でございます。本日は欠席の連絡をいただいておりますけれども、久木小学校区 井畔瑞人委員。続きまして、小坪小学校区 龍村峻委員でございます。次に、関係行政機関または神奈川県と職員といたしまして、逗子警察署長 市川弘幸委員。続きまして、欠席の連絡をいただいておりますけれども、神奈川県横須賀土木事務所長 小内薫委員です。以上15名の委員となっております。任期につきましては28年7月14日までとなっておりますので、よろしく願いいたします。

次に、本日出席しております職員の紹介をいたします。まず、総合計画の所管であります企画部企画課の福本課長です。同じく、企画課の仁科副主幹。続きまして、私ども環境都市部の田戸部長です。同じく、環境都市部まちづくり課の青柳課長です。次に、環境管理課の大澤副主幹です。同じく、齊藤主事です。同じく、平林主事補です。私、環境管理課長も務めております森川と申します。よろしくどうぞお願いいたします。

次に、資料の確認をしたいと思いますので、事務局のほうから確認をお願いします。

【大澤副主幹】 それでは、皆様、事前にお配りしたお手元の資料といたしまして、御紹介させていただきます。まず最初に、会議次第のほうをお配りしてあるかと思っております。本日の議題になります。それから、本日の都市計画審議会の委員名簿、こちらのほうがA4・1枚でございます。それから、本日使います資料といたしまして、資料1、都市計画マスタープラン策定経過、こちらがA4・1枚の横の計画プランになっております。それから資料2の1といたしまして、総合計画の考え方、こちらをお示しした資料です。それから、資料2の2といたしまして、逗子市総合計画案、パブリックコメント時の資料と最終ページにお配りしたA4縦で市民説明会の際にお配りした資料になっております。これが資料の2の2ということになります。それから、最後の資料といたしましては、資料3といたしまして、A4・1枚のものです。平成26年度都市計画検討案件について、以上の資料を使わせていただく予定でございます。

また、資料3につきましては、A4・1枚の後ろに追記で地図のほうをつけております。ちょっと説明の中で位置図ということでお示しする意味です。

以上、事前にお配りした資料ですが、今お手元にお持ちでないですとか、欠けていますよと

いう御指摘があれば、余分ございますので。特にございませんでしょうか。

【森川次長】 それでは、資料の確認が終わりましたので、議題に入りたいと思います。議題1の会長の互選に入らせていただきます。会長の互選につきましては、審議会条例第3条第1項の規定によりまして、委員の互選により選出することとなっております。なお、都市計画審議会の組織及び運営の基準を定める政令の規定で、学識経験のある者から選出をするということになっておりますので、よろしくお願ひします。委員の皆様、どなたか御意見のある方はお願ひいたします。

【佐藤（紘）委員】 星野先生を引き続き会長に推薦いたします。

【森川次長】 ありがとうございます。ただいま会長に星野委員というお名前がございました。皆様いかがでしょうか。

（「異議なし」の声多数）

御異議ないようですので、皆様の互選によりまして、星野委員が会長に選出されました。それでは星野委員、申しわけありませんけれども、会長席のほうにお願いできますでしょうか。

（星野委員 会長席に着席）

では、早速ですけれども、星野会長から一言よろしいでしょうか。

【星野会長】 ただいま皆様の御推挙によりまして、この都市計画審議会の会長という大役を仰せつかりました。もとより浅学非才ですが、精いっぱい努力をしてみたいと思います。また皆様方の御協力を得まして、この大事な審議会を円滑に運営してみたいと思います。どうぞよろしくお願ひいたします。

【森川次長】 それでは、これから審議会条例第4条第1項の規定によりまして、星野会長により議事を進めさせていただきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

【星野会長】 それでは、会長職務代理者の選任をいたしたいと思います。審議会条例第3条第3項に、会長に事故あるときは、会長があらかじめ指名した委員がその職務を代理するという規定がございます。また、会長職務代理者は会長が指名するということになっておりますが、私から苦瀬委員にお願いしたいと思います。苦瀬委員、お願いできますでしょうか。

ありがとうございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

それでは、議事に従って会を進行してまいります。議題の3、新総合計画について、御説明を事務局、よろしくお願ひします。

【大澤副主幹】 それでは、新総合計画につきまして御紹介をさせていただきます。まず最初、

資料1をごらんください。私のほうからは、都市計画マスタープランという、都市計画の分野で、都市計画決定の基本的な方針を指し示す資料の御紹介をさせていただきます。現在の都市計画マスタープランは資料1にございますとおり、平成19年度よりまちづくり基本計画を包含をした形で計画を策定してまいりました。このたび、まちづくり基本計画が平成27年4月策定予定の新しい総合計画に包含されることから、総合計画に都市計画マスタープランが包含されることとなりますので、皆様に報告するものです。

こちら、資料の1にございますとおり、一番右側に2015年度（平成27年度）としまして、逗子市総合計画のほうの資料のほうがございまして、この中に逗子市まちづくり基本計画（第2次都市計画マスタープランを包含、策定）というふうになっておりますが、こちらのほうの検討を行うに当たって、都市計画マスタープランが包含される旨を皆様に御報告するものです。

引き続き、総合計画の概要について市長より御報告いたしますが、先にあわせて資料2の2について御紹介をさせていただきます。資料の2の2につきましては、10月に市内全戸に配布いたしましたパブリックコメント用の資料及び最終ページにつきましては、10月13日の市民説明会の場で配布された資料です。こちらにつきましては、総合計画の5本の柱についての説明が概要として御紹介させていただいておりますので、資料2の1に基づきます市長からの総合計画の説明とあわせて、こちらのほうをごらんいただければ幸いです。

それでは、資料2の1に基づきまして、市長より総合計画の概要について御報告させていただきます。

【平井市長】 皆さん、改めましてよろしく申し上げます。かなり難しい話になると思いますけれども、できるだけかみくだいて、初めてお聞きいただいた方にもわかりやすく、10分から15分程度だと思うんですけども、御説明をさせていただきますので、お聞き取りください。

先ほど資料にあったとおり、逗子市において都市計画マスタープランとしては、第2次、これはまさにいわゆる都市マスとして策定されたものがありました。その後、まちづくり条例というものが平成14年から策定されて、その中で都市計画マスタープランを位置づけたまちづくり基本計画というものを策定しなさいということになったんですね。それで、130人からの市民が集まって、2～3年かけてでしょうか、いろんなまち歩きをしながら、逗子のまちのあり方というのを、一生懸命議論をして、それでまちづくり基本計画の案ができました。それは、私がちょうど8年前に市長になったときには、一旦提案されていたものがあったんですけども、かなりボリュームがあって、かなり詳細な事業のメニューまで入っていたので、一旦取り

下げて、当初は90ページぐらいの分量だったんですけども、それを30ページぐらいに、基本的な骨子のところを絞って、再提案をして、それが平成19年に策定されたまちづくり基本計画というものが今でもあって、事業を進めています。

一方で、来年の4月から総合計画を新しく策定するという必要があったわけなんですけれども、都市計画マスタープランというものがあって、それを包含する形でまちづくり基本計画というものが平成19年から運用が始まっていて、今回は総合計画ということで、いくつも計画があって、同じような課題ももちろんそこには位置づけられているし、それだったら、一体化して、これが逗子の都市計画も含んだ大きな計画であるという形で、言ってみればシンプルに近いということをまず方針として出しましたので、今回この都市計画審議会に総合計画を説明するということになりました。ですので、図で書きますと、こんな関係性なんです。従来の都市マスタープランというのは、いわゆる大体どこの自治体でも持っているような内容のものはありました。これ、第1次です。このまちづくり基本計画をつくったときには、一般的に言う都市計画マスタープランよりも、ちょっと範囲が広がった計画になったんですね。だから、まちづくり基本計画は都市マスタープランを包含してます。だから、これにかわっても、これが逗子の都市マスですというふうに言っている。ただ、そこにはいろんな一般的な都市計画マスタープランよりも少し幅の広い計画なり事業が位置づけられていたということなんです。だから、このまちづくり基本計画というのは、ほかの市の都市マスタープランと比べると、ちょっと独自性がある計画として、この間、運用してきました。今回はこの総合計画をつくるに当たっては、このまちづくり基本計画も包含しているんですけども、さらに当然、逗子全体の課題を盛り込むのが総合計画ですので、より幅広いものとして策定をするべきだと。だから、こういう感じで包含したものをさらに取り込んで、一体のものとしてつくっていかうということにしたんです。ですから、重なっている部分がいっぱいあるということなので、2つでもってよりは、一体にして市民にとっても行政にとっても、これを見れば逗子の課題というのは都市計画の問題も福祉の問題も教育の問題も、いろんな課題がここに網羅されて、なおかつ課題を整理されて、これをとにかく進めていくんだというふうに、大きな計画に一本化しようというふうに考えました。

それで、総合計画なんですけれども、総合計画というのは、今言ったように逗子市の将来像とか伝統的な目標、方向性というのをうたった計画ということになります。もともとは、この都市計画マスタープランというのは、都市計画法に基づいてつくられているものですね。総合

計画というのは、地方自治法に基づいてつくられてきたものです。ただ、地方自治法上に総合計画の基本構想というのをつくりなさいという条文は、地方分権改革で一旦削除されました。でも、必要だったら、ちゃんとその市町村の判断で定めてもいいよということになっているので、逗子の場合には、この間、11月の議会に総合計画策定条例というのを改めて提案をして、逗子市としてはちゃんと条例で総合計画の基本構想をつくり出すということは決められたということなんですね。これに基づいて計画を今、策定を進めているところです。

今回の計画のどういう組み立て方をして検討してきたかというのを御説明するんですけども、今までは総合計画というのがここにありまして、さらにいろいろな個別計画というのが逗子にもあります。例えば文化振興基本計画とか、あるいは福祉プラン、その中でも例えば次世代育成支援計画とか、あるいは障がい者計画とか、いろんな個別計画があまたあるわけですね。それに最上位として総合計画というものはあるわけです。ここに書かれていることと、ここに書かれていることが、当然共通な部分もあるし、個別計画ですから、さらに詳細な部分もあったり、期間もまちまちですね。総合計画は来年の3月までということになっているんですけども、ほかの計画は5年ものだったり10年ものだったり、いろいろ期間もまちまちで、なおかついわゆる進行管理と言っていますけれども、実施した事業を評価して、それをちゃんと反省して、翌年度の取り組みに生かすといった、そういうことをやっている計画もあるし、なかなかそうは言ってもあまりそういうことまではやってない計画もあったりしましたので、それぞれが整合を図っているとはいえ、どっちかというと個別に物事が動いてきたというのが従来の行政の計画のあり方だったんですね。なので、今回の総合計画をつくるに当たっては、とにかくこういったものが全部一つの大きな枠組みの中にしっかりと落とし込んで、それぞれの計画がちゃんと個別から基幹、総合計画のピラミッドを書いていますけれども、連動しているような計画の組み立て方をしたいというふうに考えたのが今回の計画の考え方です。ですので、その中でも、特にいわゆる基本構想の総合計画のまさに将来ビジョンを記す基本構想、それからそれに対して実施計画もありますけれども、この計画も本当に重点的な、重要な課題に絞った実施計画というものをここで位置づけましょうというふうにしました。基幹計画と書いてありますけれども、今、逗子の中では福祉プランとか、環境基本計画とか、あるいは生涯学習推進プラン。個別計画よりも、もうちょっと分野を束ねるような計画が今もあるんですね。ですので、それを基幹計画というふうに位置づけて、総合計画の分野ごとのものを束ねていく。そういう中核的な計画という位置づけをちゃんと与えましょうと。個別計画というのは、さらに先ほど

の福祉プランの下に地域福祉計画とか高齢者保健福祉計画とか次世代育成計画とか障がい者計画とか、いろいろ福祉の中でも今度さらに詳細な分野ごとの計画があるので、それを基幹計画の下に、ちゃんとさらに細かいテーマごとの計画を位置づけてあげましょうと、こういう3層構造で全体を統一的に策定して、そして進行管理していけるような組み立てをしましょうというふうに考えました。

総合計画というのは、10年の自治体もあれば20年の自治体もあったり、中には4年にしちゃったりとか、いろいろあるんですけども、逗子の今回の計画では、何しろまちづくり基本計画を包含する、一体化するということを最初の方針で決めましたので、まちづくり基本計画というのは30年後の逗子のあるべき姿を描いた計画なんですね。それが平成19年から始まっていますので、そうするとちょうどこの2015年からのこの総合計画を、今回24年にしているんですけども、そうするとまちづくり基本計画は全部終わりの期間もすっぽりと包含できるということもありました。プラス、逗子のまちのありようというのは、豊かな自然があって、市域が非常に、ある意味狭い、限られた住宅都市という位置づけで、これは変わらない、これまでもずっと同じまちのありようというものが逗子の特徴だと思うんですね。ですので、長い期間を設定しても、豊かな自然を守りながら、あるいは住宅都市としてより環境を守っていくという基本的な考え方は変わらないものだということが逗子の特徴でもあるということなので、長く設定しても、これは恐らく普遍的だろうということで、この期間にしています。

例えば県央なんかの地域は、例えば最近でいくと、圏央道が開通して、あるいはリニアモーターカーがこれから着工してと、いろんな都市のあり方が大きく変わってくるエリアは、もちろんあります。そうすると、そういうまちが例えば20年後を想定して計画するといっても、なかなか変化が激しくて難しいなと思うんですけども、逗子の場合には、ほぼほぼ、もう緑地はこれ以上減らさない。住宅地は基本このままの中で、より良好な住環境を形成していくという意味では、長いビジョンでは逗子としてはふさわしいかなというふうに思います。24年としたのは、これを8年ごとの実施計画という形で、事業をもう少し具体的に記述する計画を前期・中期・後期という形で3つの期間にくくったんですね。中で、もちろん4年のサイクルでリーディングプロジェクトと書いてありますけれども、重点化した事業はちゃんと進んでいるかということを見直ししながら、そのときの状況の変化に応じては、内容を修正していける、そういう期間の組み立てにしたということです。

これは強く意識した8の倍数、4の倍数というのは、市長の任期を意識しています。たまた

まなんですけれども、来年の4月からこれがスタートするというので、たまたまついこの間、私が再選をいただいたんですけれども、市長の任期のスタートが頭に合致したので、ここから先は4年サイクルで、市長がかわったときには当然このプロジェクトの事業選択というのは変わっていくはずですから、大きくは8年ごとに見直しをしながら、中間のこの4年でも市長がかわったときには柔軟に対応できる、そういう期間の設定をしたということです。

8年、長いんじゃないかという議論がもちろん中にはあるかもしれないんですけれども、今までは基本計画5年とか言ってました。少し長めにしたのは、行政にはいろんな計画がいっぱいあるんですね。さっき言った個別計画を含めて、30も40も計画がいっぱいあるんです。なので、毎年どこかのセクションが何かの計画をつくってはやりというのをやっているんで、できるだけ計画をつくるための労力と時間を圧縮して、変化には対応するけれども、大きな枠組みは、これくらいの8年サイクルで計画の策定をしていだろうという判断をしました。ですので、大きな枠組みとしては8年ごとに見直して、実際状況の変化は4年ごとにも対応できる、そういう柔軟な計画の設計をしたということでもあります。しかも、この計画の中身をかなり実施計画と総合計画に絞りましょうということにしました。

これが全体の総合計画の構成図です。5つの柱になっています。第1節が福祉の分野、福祉プランを中心とした福祉。第2節が共育・生涯学習の分野。第3節が環境ですね、環境基本計画でありますけれども、環境にかかわる分野。第4節が、これは都市デザインと書いてありますけれども、どちらかという都市計画に該当するような課題をここで落とし込む。第5節が、市民主権と書いてありますけれども、市民自治とか男女共同とか国際交流とか、こういう市民のまちとか、あるいは社会とのかかわり方についてまとめたものが第5節。この5つの柱で計画の体系が構成されているということです。それぞれ基幹計画をうたっていますから、福祉の分野はこの福祉プランが基幹計画で、個別計画はそれぞれ5つの小柱ごとに地域福祉、健康福祉、高齢者福祉、障がい者、子育てという5つの小柱があって、それぞれに個別計画が策定されてます。教育の分野でも、生涯学習と文化、スポーツ、学校教育、社会教育、こういう5つの小柱がやって、構成されています。環境基本計画は4つの柱になって、個別計画がそれぞれ連動するという形。ただ、この第4節と第5節のところは、まだ基幹計画がありません。ですので、今後これは基幹計画などは策定して行って、全体としてちゃんと整った計画の体系をこれからさらに穴を埋めていくという形になります。都市計画分野、あるいは防犯とか防災とか、あるいは交通関係をもうちょっと充実させていく。都市整備というのは、いろんなインフラの

問題、今回は5つ目には商業振興のような、商業にまつわる分野もここに落とし込んで組み立てをしています。

ここは総合計画実施計画ですから、最重要の課題をここに位置づけて、あとは基幹計画と個別計画で詳細なものをさらに記述していくという形にしています。これが各大柱、5つの柱と、それぞれの柱ごとに小柱が5つ、4つ位置づけられている計画の枠組みということになります。先ほど事業を重点化すると申し上げました。今までの総合計画は、実施計画というのを持っていたんですけども、実施計画だけで100個ぐらいの事業をラインナップしています。100個の事業を進行管理するというのは、ものすごい大変なんですね。1個1個の事業のよしあしを評価して、それがどう効果をもたらしたのか、そのどこに問題があって、次年度に何を改善すれば、よりよくなるかということを経営管理と言っているわけですけども、それをするのは本当に、それを市民参加でやるとなると、ものすごいエネルギーが必要になります。なので、それを個別計画も含めて全体を進行管理していこうとなると、相当事業を絞ったり、あるいは役割をちゃんと分けてあげないと、うまく全体が機能していきません。したがって、今回の総合計画は、いわゆる総合計画に位置づけられた実施計画では、特にAとしましたけれども、最も重要だという事業に、ここは絞りましょうというふうにしました。各5本の柱ごとの課題で、いわゆるAランクですよ。最も重要だと思っている事業、課題をそれぞれ整理して、ここに位置づけた。結果としては今、38個の事業がAのリーディング事業として抽出されています。もちろん、市の事業は38だけではありませんから、ではこの真ん中の基幹計画のところでは、もちろんAは、例えば分野ごとのところではうたわなければいけませんけれども、次に重要なBと仮に言っていますけれども、Bランクの事業もちゃんと基幹計画でやって、環境分野の中で最重要、または重要、これぐらいのものをちゃんと分野ごとに管理していきましょう。個別計画では、さらに詳細なものが当然事業としては必要になりますから、それをCと言っていますけれども、A、B、C、この3つを個別計画でちゃんと進行管理していきましょうと。こういうそれぞれの計画ごとの事業選択と、それから進行管理をちゃんと機能させるような仕組みをつくりましょうということにしました。ですので、大体例えば環境基本計画で言うと、A事業が例えば3つあったとすると、B事業が10個ぐらいですかね。合わせて15前後ぐらいのものは基幹計画ではちゃんとケアしていきましょうと。それをさらに個別計画はさらにプラス10個とか20個ぐらいの事業がありますから、そうすると大体20とか30ぐらいを個別計画で見えていきましょうということ。大体、進行管理できる事業の数って、30か40ぐらいじゃないかと思

うんですね。100個も全部やり、事業の内容を知るだけでも大変ですから、それをそれぞれの段階ごとに、ちゃんとすみ分けて進行管理していきましょうということにしました。

これが今の3つでつながると思います。ざっとシンプルしたものです。大体の数があります。A事業、各分野ごとに1とか2とか3個ぐらい、柱ごとに。基幹計画のところでは、そのA事業に加えてB事業、重要事業を3から5ぐらいずつに絞る。さらにC事業のものは20ぐらいで、全体はそれぞれうまく整理するということにしました。

A、B、Cの説明は大体今言ったような内容です。こういう総合計画全体の組み立てをして、それがさっき申し上げた都市計画マスタープランも包含して、総合計画の今の整備された体系の中で、事業をちゃんと位置づけて、しかも進行管理もきめ細かく行っていく。こういうことにしたということなんですね。ですので、きょうは都市計画審議会ですから、今の総合計画と都市計画マスタープランの関係性を皆さんに御理解いただいて、これからは都市計画分野の課題を、この総合計画の中で落とし込んだものをちゃんと事業を推進していきますよということを皆さんに御理解いただくというのがきょうの目的です。ですので、都市計画マスタープランとか、これを変更するときには当然この都市計画審議会に諮問しなければいけませんけれども、今回はまちづくり基本計画を包含したということで、これは議決を受けている計画ですから、これはすべてここに取り込むということで、基本的な内容は、いじらないということで計画を策定していますので、きょうはその御報告という形にさせていただいたということでございます。なかなかこれを、たかだか二、三十分で理解をしてくださいというのは、非常に皆さんにとっては酷な話かもしれないんですけども、以上のような方向、考え方のもとに今、計画が進んでいて、もうパブコメは終わりましたので、来年の1月に、今、議員さん3人いらっしゃいますけれども、議会にこの総合計画の案を提案をいたします。そこで審議いただいて、議決を承認得られれば、来年4月からこの計画がスタートして、先ほど申し上げた進行管理も進んでいくと、こういうことになるということでございます。以上です。

【星野会長】 市長さんみずからの御説明で大変よくわかりました。ありがとうございます。資料は事前にちょうだいしまして、見てはいたんですが、今の御説明でよく、さらによくわかったような気がいたします。

それでは、今の御説明に対しまして、委員の皆様方から御質問なり、あるいは御意見でも結構だと思いますが、ありましたら御発言いただきたいと思います。

【佐藤（英）委員】 質問です。この総合計画の前提条件、基礎条件というところ、51ページ

ですけれども、そこに目標人口が書いてあります。人口動態はかなり正確に予測ができるので、この数字を使って質問させていただきます。今まで逗子市の人口は大体そんな大きく変わってきてないんですけど、池子と沼間だけが10年間で10%減っています。私、池子なので、体感しています。このページ51の目標計画の中に、将来の人口は減るのだけど、この総合計画を策定して、現状の人口の維持に努めますということが書いてあります。その対策としていろいろな総合政策をつくられていると思うのですが、この人口の動態を見ますと、これは48ページですけれども、この大きな要因は自然減だと。つまり、出生より死亡者が多い。しかし、社会増減のところの転入と転出のところは今までもプラスで、転入者が多い。このページ51のところに、この政策として、生産年齢人口層の転入増加を図ると書いてあります。これが2014年から2022年の間にかけて1,100名ふやすという計画になっていまして、このためにいろいろな総合計画の施策が打たれていると思うのですが、1,100名をふやすことのできる転入者のための魅力の施策というのは、ここに書かれている施策の中で、2つか3つ、直接的に効果がありそうなものはどれかということを知りたいのです。

【平井市長】 では、お答えいたします。人口推計は、これはあくまで統計学上に出された予測なんですね。もちろん日本全体がこれから1億人を切って、9,000万人に向かうと、そういう推計値も出ていて、政府としても1億人を維持するという目標を立ててはいますが、当然それに影響されて、逗子も徐々に減っていく。それを地域の魅力を高めることで転入をふやして、現状の人口を極力維持していこうということが初めて総合計画の中でうたわれました。今まではそういうことは想定していない計画の方針だったわけですね。具体的に何かという話でいくと、これはもう言うてみたら、総合的にとしか言いようがないんですけど、子どもであれば子育て支援とか教育環境の充実を、これまでもかなり力を入れて取り組んできましたけれども、それをしっかりと強化することと、当然、逗子の自然環境の魅力、それから住環境としてはゆとりある住宅地、これの魅力というものをしっかりと維持、発展させていくということだと思えますね。プラス、それをやっぱり外へ発信するというところが、今まではあまり強くなかったというふうな、そこは大きな反省点としては自覚しているので、逗子の魅力というものをより外の人に発信する。当然それは中の人にも共有してもらって、住んでいる人の逗子はいいところだよということを、行政はもちろん、市民あるいは事業者の発信していただく、そういった環境づくりというのを全市を挙げて取り組むことで、とにかく逗子の魅力を知ってもらって、ここに住みたいという人をいかにふやしていくかということだと考え

ています。これをやればふえるという、それはなかなかなくて、例えば藤沢のようにショッピングセンターがばあっとできるとか、そういうスマートタウンがどんとできるという、そういう開発プロジェクトがあれば大きくふえますけれども、そういうことはなかなか難しいと。なおかつ、逗子の場合には、比較的戸建て住宅を中心とした低層のまちなみというのが一つの魅力でありますから、では、いきなりまち中に30階建てのマンションが川崎のようにぼんぼん建てれば人口はふえますけれども、それは果たして逗子にとってふさわしいのかということ、それはそれとして逗子の閑静な住宅地としての魅力という意味では、それも違うでしょうと。そういったことを総合的に検討しながら、しっかりと事業をやって、それを発信していくということに尽きるかなと思っております。

【佐藤（英）委員】 市長の御発言の中に、1番に、子育て支援というのが出てきました。私は安心しました。これがあれば転入して逗子に住もうかという方も、今よりはふえるかもしれませんが、ぜひよろしく願いいたします。

【星野会長】 ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。

【岩室委員】 計画の策定して、都市計画審議会としては都市計画にかかわる部分を審議したりするわけですね。基本的に2038年度まで基本的な考え方というのは、総合計画が固まってしまうと、その間、見直しがいくつかされたとしても、都市計画審議会にかかって審議をする場面というのが、今後あるのかなのかというのがよくわからないので、いや、もうないですよというんだったら、今回も報告のみだし、今回の報告のみというのは、今までの計画をそのまま生かして反映させるものだから、新たにここの場で審議する必要はないというお話は理解したんですけど、今後総合計画の一部が見直しされたとしても、都市計画審議会で議論していただくことは必要ないんですという考え方なのか。それとも、何らかの形でその部分が含まれていれば、この部分に関して、審議会で議論していただきたいとか、いや、もう少し広い範囲で議論をしていただきたいとか、どういう形でやっていくのかというのがわからないので、その点についてお伺いいたします。

【平井市長】 基本的に先ほどの8年タームの前期・中期・後期という実施計画の策定というのが予定をされています。したがって、その見直しのときに、総合計画全体としての構想なり、あるいは都市計画にかかわる分野で、時代の変化が当然起こってくるでしょうから、その段階で見直しが必要だということであれば、当然総合計画本体の基本構想に対する検証も行う必要があるし、それに付随して都市計画の分野で見直すべきだという議論があれば、その段階で当

然、都市計画審議会にも意見を聞いた上で、それを計画に反映させるというプロセスになっていくと思います。恐らく人口減少がガーンと進んでいく、日本全体として。逗子は何とか維持をしようと頑張る。それが功を奏してうまくいってればそのままでもいいかもしれないし、これが努力したけれども、なかなか維持ができないで、人口減少局面がおさまらないということになったときには、その段階で、ではどういう対応を打てばいいのか。それは都市計画の分野でいくと、では中心市街地はもっと高度利用すべきなのかとか、いろんな議論が多分、都市計画分野でも起こってくると思うんですね。それは8年を経て、状況を踏まえて、検証した上で必要な見直しをし、それに応じて都市計画審議会あるいは総合計画審議会での議論をして、8年後の実施計画のときに検討を加えるということになっていくと思います。

【岩室委員】 その時点でね、見直しをするのが必要だと判断するのは、時の市長なのか、それとも総合計画審議会の関係者なのか、だれなのか。都計審から建議をすることができるのか、都計審が独自に考え方を、もう見直しが必要なんじゃないかという時点で意見を出せるのかという部分があると思うので、大抵は市長だと思いますけれども、だれがそのことができるのかというのがわからないんですけどね。

【平井市長】 基本的に当然市長がそれぞれ実施計画の策定を進めていく中で、現状認識と問題提起をするということだと思うんですけども、当然そこには審議会があって、そこでの議論を必要とするわけですから、その中で、いや、こうすべきだという意見が交わされて、計画の見直しというのがされていると思うので、都市計画審議会においても、当然その必要性ありだよということは、意見として出していただければ、それはそれでまたそのときの市長との議論の中で、都市計画分野への見直しというものの検証が行われていくということだと思います。

【岩室委員】 それはあれですね、総計審は一定、進行管理の部分はあると思うんですけども、都計審は進行管理しないわけですよ。この計画に関しては。

【平井市長】 これをどうするかというのは、さっき言った都市デザインと書きましたが、第4節の部分のどちらかという都市基盤整備に当たるようなところの基幹計画というのをどうやってこれから策定していくかと。そこが都市計画分野とどう整合するなりしていくかということ、ちょっと詰めないといけないなとは思っているんで、そのときに、ではこの都市計画審議会のかかわり方をどうするかということは、また課題としては出てこようかと思います。

【星野会長】 よろしいですか。ほかにいかがでしょうか。事務局のほうから何かございますか。いいですか。ほかの委員さん、いかがでしょうか。よろしゅうございますか。ただいまの

は報告ということですが、大変大きな問題、重要な問題だと思いますし、我々都市計画審議会にかかわる部分も多々ございますので、皆様の御理解が得られることがとても大事だと思います。質問も大体以上のようなので、皆様の御理解いただけたかなというふうに思います。

それでは、本件はこれでよろしいとしまして、その他、何かございますか。

【平井市長】 すいません、ちょっと私、これで所用がありますので、失礼させていただきます。

【星野会長】 どうも御説明ありがとうございました。

(平井市長 退席)

議案としては以上ですが、事務局のほうからその他、何かございますか。

【大澤副主幹】 それでは、お配りしました資料3に基づきまして、本年度、都市計画検討案件として想定しているものにつきまして御紹介をさせていただければと考えております。

資料3のほうをごらんください。A4でホチキスどめをしてある2枚ものの資料がございます。まず、資料3としまして、1番、2番というふうに振ってあります。この1番、2番というのは、本年度都市計画検討案件として、こちら想定しているものでして、まず1番目、特別緑地保全地区、こちらのほうの指定検討のほうをさせていただいております。場所につきましては、逗子市のJR逗子駅の北側のところがございます山の根地区、こちらの地区におきまして、公簿で言うと約4,000平米未満の敷地における緑地保全の計画のほうがございました。こちらにつきましては今年度中の指定を目指しております関係で、皆様都市計画審議会の委員さんにおかれましては、2月下旬から3月ぐらいの時期に付議あるいは諮問という形で、恐らく付議になるかと思いますが、こちらのほうを予定させていただいているところでございます。

それから2番目としまして、グリーンヒル地区の地区計画につきまして、こちらのほうの検討状況のほうを御紹介させていただきます。こちらのほうの資料にございますとおり、グリーンヒル団地というのは、1枚おめくりいただいたところに地図のほうを添付させていただいております。逗子の地域としては東側の横須賀市さんとの境に当たる部分で、こちらのほうは昭和40年代ぐらいに完了しました住宅団地として、約450戸ぐらいの住宅のほうがございました。こちらにつきまして、住宅団地の良好な住環境を守りたいという地元の声を受けまして、現在地区計画を導入したいということの動きがございます。実際のところとしましては、10月の中旬に地元の代表の方が関係の地権者さんたちに同意書のほうのお願いのほうの文書を御用意されておりまして、現在地元さんのほうで活動としまして、同意書の取得を図っております。こ

ちらにつきましましては、地区計画を導入したいということ、今後逗子市に対して地元の方から都市計画提案の制度で提案をなされる予定になっております。こちらの都市計画提案が行われましたら、法令上3分の2以上の同意であれば逗子市のほうとしまして都市計画提案として採用するかしないかの判断をさせていただきます。採用した場合には、都市計画審議会の皆様に実際に都市計画決定をしたいんだということでの、こちらもまた付議案件といたしまして想定されますし、仮に我々のほうでこのグリーンヒル地区計画は採用できない、導入できませんよという判断をするようであれば、その判断の是非について都市計画審議会の皆様に御意見を賜るといふ形での想定になっております。実際に都市計画決定ですので、同意書、同意でつくってきたものは、特に定まってははいないものの、基本的に十分な合意ということであれば、やはり限りなく100%を目指していただきたいという思いがございます。ただし、一方ではこういったまちなみを進めたいという地域の方々の声もありますので、仮に先ほどの3分の2程度の合意であっても、その後、市と協働で同意率を上げていく作業をすることによって、皆様に都市計画決定までのお手伝いをする可能性もありますので、こちらにつきましましては本年度中に皆様に御報告できるかというのは、ちょっとこちらについてはまだ予定は未定という部分もあるんですが、ただ、この2件につきましましては、本年都市計画検討案件として動いているものなので、こちらにつきましましては委員の皆様はこのたび御紹介させていただくものです。以上です。

【星野会長】 御苦労さまでした。ちょっと説明が後先になると思うんですが、市民委員の皆さん方には、特別緑地保全地区ですとか、あるいは地区計画というのはどういうものか、なかなか難しい部分もありますので、ごく簡単に御説明いただけますか。今後の問題もありますので。恐縮ですが、お願いいたします。

【大澤副主幹】 特別緑地保全地区につきましましては、もともと民有地、民有の緑地が対象になっております。この民有の緑地に対して、その地権者の方の、こちらの都市計画決定ですので、合意ですとか了承を踏まえて、市のほうとして緑地としての保全を、指定をかけさせていただくこととなります。こちらをかけることによって、税法上の優遇が図れるというのが一つありますが、一方では地権者の方にとって、土地利用で例えば建築をしたいときにも市のほうに許可承認をのほうを得なければ勝手に土地利用ができないと。一定の土地利用の制約を受ける形になります。ですので、こちらのほうも実際指定をするに当たっては、地域の皆様にどうですかという意向打診をしまして、地域の方の意向を踏まえて指定のほうをしてまいるという形に

なるんですが、このたび目的としております山の根地区につきましては、地域の地権者の方から十分な御理解をいただいたということで、考えられるところが先ほど言いました公簿で約4,000平米未満ぐらいの敷地ですが、こちらのほう前進したということで今回指定させていただくものです。

続きまして、地区計画につきましては、地区計画につきましては、もともと都市計画のほうで、例えば市内全域といった形で、地域についてのルールを定めております。例えば用途地域あるいは市街化区域、市街化調整区域といった。こちらのほうの用途地域だけでは十分きめ細かいまちづくりが難しいという指摘のほうがございます、やはりきめ細かい指摘については、地域の方の意見を踏まえ、地域のルールをつくっていくんだということで、逗子市におきましてもこの都市計画法上で用意された地区計画制度は、できれば推進してまいりたいんだということで、市のほうでは地区計画についてのサポート制度のほうを御用意してお話の相談に乗ったり、地域の方々にこういう規制だったらどうですかという形で、協働しながら相談に乗ってまいりました。一定の合意形成は図れるんですが、一方ではやはり個人の財産、個々に理由もございますので、十分な御理解をいただけない、あるいは反対意見なんかも寄せられるところがありますから、こちらについては一方的に行政のほうで規制をかけるのではなく、地域の方の声を聞きながら、都市計画決定には臨みたいということで、もともと全域にかけるような、ゾーニングという言い方をするんでしょうが、ゾーニングでかけるよりは規制の内容をより地域に即した形で規制を設けるための制度として地区計画のほうは御用意されております。グリーンヒル団地については、この制度を利用して団地内のまちなみを守っていきたいという思いが寄せられているところです。以上です。

【星野会長】 どうも御苦労さまでした。突然お願いしましたけど、大変わかりやすい、丁寧な説明で、感謝いたします。今の説明でよろしゅうございましょうか。何か御質問がありましたら承りますが。はい、どうぞ。

【岩室委員】 特別緑地保全地区との関係では、地権者の了解、理解が得られているという状況はあると思うんですけど、地権者って何人ぐらいいますか。

【森川次長】 お2人です。

【岩室委員】 では、2人だということで、同意は取られているということでいいんですね。

【森川次長】 お2人の内諾を得ておりますので、一部市有地も含まれた指定になるというふうに考えております。

【岩室委員】 わかりました。あと、グリーンヒルの地区計画の関係で、建築協定との関係、内容的には建築協定をもうちょっとしっかりしたものにしたという話だと思うんですけど、これ、今、グリーンヒルが進めようとしている地区計画の規制の内容というのは、今のところ担当は把握しているんですか。

【大澤副主幹】 グリーンヒルのほう、作成に当たっては、こちらの環境管理課も含め、関係課のほうで御相談してまいりました。規制内容につきましては、基本的に建築協定という、もともとある地域でつくったルールを前提としまして、さらに地域の方々の意見を踏まえた形で文案のほうができている状況です。ですので、ベースは建築協定という、もともと平成10年ぐらいにつくりました、地域でつくったルールを踏まえた現状での意見を聞いたルールというのが地区計画案として現在こちらのほうで把握している内容であります。こちら相談内容として把握している状況です。

【岩室委員】 その中身、ちょっと教えてもらっていいですか。

【大澤副主幹】 項目としまして、今回情報として、地元の方からいただいている内容としましては、建築物等の用途の制限。こちらにつきましては住宅、兼用住宅、あるいは福祉的施設、こちらのほう以外は建築してはならないということで、その中に診療所、集会所、それから公衆電話、それからそれに付随するものということで、まず用途のほうの制限は、今、私のほうで御紹介させていただいたもの以外は基本的にだめですよということで、その地域の皆様のニーズを踏まえた形で意見集約をしてまいりました。それから、建築物の敷地面積の最低限度。こちらにつきましては最低限度は現在120平米でどうだろうかということで、案のほうはいただいているところです。それから、壁面の位置の制限。こちらについては建物の外壁、それからこれにかわる柱の面から隣地境界線までの距離ということで、1メートル以上とするということで、現状で検討なさっているという状況です。それから、工作物の設置の制限ということで、建築物に付随します工作物につきましても、近隣の方にあまり影響のあるようなものは避けるという形での文言のほうを検討なさっております。それから、高さの最高限度。こちらについては、高さは地盤面から9メートル、軒高で7メートルということで、こちらについても用途地域に応じた高さというところで御検討なさっています。その他、囲障の制限といたしまして、張り出しについての制限、建物から前面に飛び出してくるような、屋根ですとか出窓、駐車場の天井が前に飛び出してくるようなものというのは、圧迫感を避けるということで、こちらについての張り出ししてはならないということの規定のほうを検討なさっているのと、それ

から建物の屋根、外壁の色彩についても、近隣との調和を求めていくと。最後に垣・柵の構造の制限として、透視可能なものと。こういった項目のほうで御検討なされた内容で、こちらのほうは相談をさせていただいております。

【岩室委員】 もう最後にしますけど。今の段階で、この基準に合わない建物があるわけですよね。それはどういうことになるんですか。

【大澤副主幹】 現在の検討としましては、既存の住宅につきまして、再建築のときに改善ができるものについては、その時点で守っていただきますが、もう現状でこちらのほうの内容が履行するのが難しいものについては、施行時点で導入されていた建築物についてはこの規定は適用しないという形の内容での例外規定のほうの準備のほうを御検討されております。

【岩室委員】 実際には問題、団地の中でいろいろ問題があった場所なので、わかるんですけども、宅地があって2つに割って家を建てたという話ですよ。どう考えたって、その家は不適格な建物になってしまって、では、もうその方が家を、狭い敷地になっているものを、もう一回同じ場所の、同じ形で建物を、2階を3階建てにしたいとか、そういうのはもう無理だという話なんですか。

【大澤副主幹】 現状で建てております建築物の規模までは許容するというのが一般的に規定をしようとしている例外規定なので、現状より悪化という言い方はちょっと失礼ですね。現状よりも基準を超えないように、再建築であればできるような規定が導入できないかということで今、検討しております。

【岩室委員】 わかりました。

【星野会長】 御苦労さまでした。ほかにいかがでしょうか。

【佐藤（英）委員】 さっきのことで、資料2の2についての御質問でもよろしいですか。説明の後ちょっと思ったので。

【星野会長】 では、どうぞ。

【佐藤（英）委員】 第4節のところに、主な目標に神武寺トンネルの歩道を2メートルに拡幅するという計画があるのですが、これは両側とも2メートルに拡幅するのですかという質問です。もしおわかりになれば。

【大澤副主幹】 現状で、詳細までは正直把握してないところがあるんですが、実際にこちらのほう、お問い合わせをいただく際にお答えをしているのが、基本的には現状からの実施設計のほう、今、所管のほうで入っているようで、その中でこちらについての幅員は検討していく

ようです。ただ、私のほうで聞いておりますのが、片側だけだったと思うんですが。

【星野会長】 それでは、大澤さんには今の件、担当に御確認いただいて、もし相違があったら佐藤英夫委員のほうに御連絡ください。

【大澤副主幹】 片側2メーターということで確認させていただきます。

【星野会長】 連絡がなければ今の説明でよろしいというふうに御理解いただきたいと思えます。ほかにいかがでしょうか。よろしゅうございますか。

では、以上をもちまして、本日の会議を全部終了したと思います。はい、どうぞ。

【龍村委員】 すいません。1つその他のところで何かあるかなと思ったんですけども。こういう都市計画に関係するんじゃないかと思うんですけど。逗子のまちはですね、とにかく非常に自動車もう詰まっちゃってですね、特にオーケーがああいう場所にできてからは、こうなると、私は今、高齢者のデイサービスの運転を夕方主にやっているんですけども、小坪から逗子のオーケーの交差点ですね、行くのに30分以上かかっているんですね。そういうときもあるんですけども、いろいろと意見を聞くとはですね、いろんな人たちがやはり逗子のまちは車が混んで、それに人間と自転車と錯綜して、非常に通りにくいしと。そういうよく話を聞くんですけども、非常に身近な問題ではないかなと思うんですけどもね、こういう都市計画の審議会の中で、非常に身近な問題の解決ですかね、そういうものを話し合うとか、あるいは事前に調べるとかというようなことはされないのか、されるのか。

それで、1つはですね、134号が無料化になったときに、かなり交通が鎌倉から逗子へ抜けるところが自動車が逗子へ入ってこないで、葉山のほうに抜けるようになった事実があるんですよ。だから、僕なんか考えると、逗葉道路ですか、あれが今、有料なんですよ。ある日、無料にすればですね、今度逗子の中に入ってこないで、134からそのまま、横須賀とかほかのところに抜けていくような、そういうこともできるんじゃないかと思うんですけどね。短期的なそういう政策で、逗子のまちの交通手段というのは、もう少し解消するような案をですね、ぜひこの審議会でもいいですし、あるいは市のほうでもですね、何か考えて、それでなおかつ考えるだけじゃなくて、実践していただけないかなと。これは長期的な問題点じゃなくて、非常に身近な問題になると思うんですけどもね。そういうことを検討されるところがあるのかないのか。それもよくわかりませんがね、その辺、今の状態で放置しておいていいのかどうか、その辺いかがなですかね。

【星野会長】 この問題につきましては、前回の都市計画審議会でも、都市計画道路の見直しを

御審議いただきましたですね。その時に、都市計画決定されている道路にあっても、一向に広がらない現実があるとか、また委員の皆さんから、特に中心市街地の交通渋滞がひどいとか、そういった御指摘を受けまして、苦瀬委員から、苦瀬委員はそういった分野の専門委員でいらっしゃるんですが、逗子の中心市街地の交通に関しては、物流対策が不十分じゃないかというご意見をいただきました。物流といいますか、商店に商品を搬入するトラック等の問題ですね。そういったことですが。そういった物流の現状について調査をし、計画をつくっていくべきではないかという御提言をいただきまして、この審議会の意見として市当局に渡してあります。ちょっとこの場で市当局からその後どうなったか、回答を聞きたいと思います。

【森川次長】 都市計画道路の進捗状況。

【星野会長】 いや、むしろ、中心市街地の交通渋滞の問題、物流対策がどうなっているかということですね、検討されているかどうか。

【龍村委員】 要は具体的にね、計画を決めていただいて、それでなおかつ実施して、それでその計画がどうなったというようなね、そういうことまでいかない、なかなか計画だけで終わっちゃったら、一向に前進しないような気がして、現実にあまりこの前の審議会以降、ほとんど変わってないし、むしろ悪くなっている気がするんですね。

【田戸部長】 おっしゃるように、都市計画審議会のほうでは、大きな意味での都市計画道路ということで御審議、都市計画という、市全体の大きなプランとしての御審議いただいております。それとは別に、交通計画というのもやはりこちらのほうの環境管理が所管しております。1回交通計画というのをつくっておるんですけども、やはりそこでの問題というのもJR逗子駅前の渋滞というところでの今後どういう対策をとっていかうかという話は出ていたんですけど、なかなかやりハード的な部分の整備というのは難しいということで、進捗されてないというのが事実でございます。今回この総合計画の中の第4節の中にも、以前のまちづくり基本計画にもあったんですけども、歩行者と自転車の優先するまちという形で今、市のほうは施策のほうを進めていく中で、昨年度アクションプランというものをつくってございまして、それに基づいて、まず身近なところから何ができるかというのを別のところでワークショップで検討している状況でございます。なかなか今言った、具体的に名前の上がったオーケーのところ、あそこ自体、都市計画道路、なぎさ通り、なっておるんですけども、いろいろ拡幅等々というのはなかなか難しい状況の中で、どう整備していくのか。あそこについても電線類の地中化、せめてそういうことをすることによって、道幅を広げるとかというのもあるんです

けれども、なかなかあそこの下に水道路といって、横須賀水道の水道管が入っていたり、底地は横須賀市が持っているとか、いろいろそういった制約があった中で、なかなか整備ができかねているというところがあります。ということで、そういったアクションプランに基づいて、なるべく皆さん、自動車、自家用車の依存をなくして、公共交通を定時に運行させて、なるべくみんな歩行者が歩きやすく、自転車で気軽に買い物に行けるまち、そういうものやっぺいこうかというのを、アクションプランをやり始めたばかりの状況という形になっております。

【苦瀬委員】 私の名前が出ましたので、ちょっと意見を。一般的な話で恐縮なんですけど、結局道路の混雑というのは、交通の需要と交通の供給量、道幅が狭くて、そこにいっぱい車がくれば、必ず混むと。だから道幅を大きくすればいいと、こういう議論なんですね。ですから、基本的には需要を減らすか道路の幅を広げて供給量をふやすか、これが基本的な議論だというふうに私は思ってます。では、そのときに、道路の幅が広がらないんだとしたら、需要量を減らすのかと、こういうことですね。それは外国でやっているのはどういうことかという、進入規制をやったりするわけですね。1人で乗っていたら入っちゃいけないとか、1人が車に乗っている場合には入っちゃいけないよとかですね、それからこの時間帯は通勤・通学の人が集まるから、6時から8時までは車は入っちゃいけないよとかですね、そういうことを普通にやるわけです。だけど、今度はそれをやっちゃうと、その商店街の方たちが、そんな時間にそんなことやられて困るよという話もまた出てくる。足の不自由な方が車で通勤に行くのに、それが入れないとは何事かという話もあるということで、いろいろな方策はあるわけです。交通需要マネジメントと称して、いろいろな国がいろいろなことをやっていますけれども、それをどれもこれがいい、あちらを立てればこちらが立たずというふうに、その中をどうやって選ぶのかというのが一番難しいんだろうというふうに思っています。

【星野会長】 今、提起されましたこの交通渋滞解消の問題初め、さまざまな問題があるわけで、都市計画審議会として意見を出した。それに対して、現実問題としてすぐに対応できるかという、それはなかなか難しい問題があると思うんですが、ただ、都市計画審議会として意見を出した、要望を出したのに、それっばなしでもまた困るわけですね。ですから、会長として事務局にお願いですが、そういった要望が出ましたら、適当な段階で、それがその後どうなったのかという御報告をいただけるとありがたいなと思います。心にとめておいていただいて、今後の進行に当たって、参酌していただければ幸いです。

ほかにいかがでしょうか。よろしゅうございますか。では、これをもちまして、本日の議事

はすべて終了したものと認め、閉会としたいと思います。皆様の御協力に感謝いたします。ありがとうございました。